

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の十四の二十五第一項中「技術職員及び技術員」を「及び技術職員」に改める。

第二十七条第三項第一号イ中「百分の八十三・五以上百分の百三十五以下」を「百分の九十三以上百分の百五十以下」に、「百分の百九・五以上百分の百七十五以下」を「百分の百十九以上百分の百九十以下」に改め、同号ロ中「百分の七十四以上百分の八十三・五未満」を「百分の八十二・五以上百分の九十三未満」に、「百分の九十七以上百分の百九・五未満」を「百分の百五・五以上百分の百十九未満」に改め、同号ハ中「百分の六十四・五」を「百分の七十二」に、「百分の八十四・五」を「百分の九十二」に改め、同号ニ中「百分の六十四・五未満」を「百分の七十二未満」に、「百分の八十四・五未満」を「百分の九十二未満」に改め、同項第二号イ中「百分の三十二・五超」を「百分の三十五超」に、「百分の四十二・五超」を「百分の四十五超」に改め、同号ロ中「百分の三十二・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十五」に改め、同号ハ中「百分の三十二・五未満」を「百分の三十五未満」に、「百分の四十二・五未満」を「百分の四十五未満」に改める。

別表第一の二イ行政職給料表の表中「九千五百円」を「九千六百円」に、「一万円」を「一万二百円」に、「一万千円」を「一万千円」に、「一万千九百円」を「一万二千円」に改める。

別表第一の二ロ公安職給料表の表中「七千八百円」を「七千九百円」に、「八千六百円」を「八千七百円」に、「一万五百円」を「一万六百元」に、「一万千円」を「一万二千円」に、「一万千四百円」を「一万千五百円」に、「一万二千九百円」を「一万三千円」に改める。

別表第一の二ハ教育職給料表(一)の表中「一万九百円」を「一万千円」に、「一万二千円」を「一万二千円」に改める。

別表第一の二ニ教育職給料表(三)の表中「一万八百元」を「一万九百円」に、「一万千円」を「一万千二百円」に、「一万千四百円」を「一万千五百円」に、「一万千六百元」を「一万千七百円」に改める。

別表第一の二ホ研究職給料表の表中「七千九百円」を「八千円」に、「九千二百円」を

「九千三百円」に、「一万千五百円」を「一万千六百円」に、「一万四千三百円」を「一万四千四百円」に改める。

別表第一の二へ医療職給料表(二)の表中「六千二百円」を「六千二百円」に、「七千九百円」を「八千円」に、「一万千二百円」を「一万千二百円」に、「一万二千円」を「一万二千円」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号イ中「百分の八十三・五」を「百分の九十三」に改め、同号ロ中「百分の七十四」を「百分の八十二・五」に改め、同号ハ中「百分の六十七・五」を「百分の七十五」に改め、同項第二号中「百分の三十二・五」を「百分の三十五」に改める。

附則第三項中「百分の六十七・五以上百分の七十四未満」を「百分の七十五以上百分の八十二・五未満」に改める。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定(職員の給与の支給に関する規則(以下「給与規則」という。))第二十三条の十四の二十五の改正規定を除く。)による改正後の給与規則の規定及び第二条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。